

IFRS をめぐる動向 第 161 回 「共通支配下の企業結合」プロジェクトの中止とプロジェクトサマリーの公表

(34 頁)

I. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会 (IASB) の月次会議における討議内容に基づき、IFRS 会計基準をめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。IASB は、リサーチプロジェクトとしていた「共通支配下の企業結合」プロジェクトを中止することを 2023 年 11 月に決定しました。共通支配下の企業結合プロジェクトの概要については、本連載の第 140 回 (No.3544) の解説をご参照ください。

本稿では、2024 年 4 月に公表されたプロジェクトサマリー「共通支配下の企業結合」について紹介します。プロジェクトサマリーは IASB の「共通支配下の企業結合」のリサーチプロジェクトにおける気づきと決定事項を要約したものであり、IASB が当該リサーチプロジェクトを中止する決定をするまでの背景と理由が説明されています。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りします。

2. 背景

IFRS 第 3 号「企業結合」では共通支配下の企業結合 (以下「BCUCC」) を「すべての結合企業又は結合事業が企業結合の前後両方で同じ当事者によって最終的に支配され、その支配が一時的なものではない企業結合」と定義しています。IFRS 第 3 号は BCUCC を適用範囲から除外していません。BCUCC について、IFRS 第 3 号など IFRS 会計基準において明示的な定めがないため、会計処理や開示に多様性が生じており、財務報告の透明性や比較可能性に改善が必要な状況にあるという関係者のフィードバックに対応して、IASB は 2020 年 11 月にディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」(以下「DP」) を公表しました。IASB は、DP に関連し、様々な関係者からフィードバックを得ました。

以下では、プロジェクトサマリーに要約されている、DP に対するフィードバック及びそれを踏まえた IASB によるプロジェクトの方向性の決定について説明します。

3. DP のフィードバック

DP では、共通支配下におけるすべての事業の移転について、移転先企業の財務報告を対象とした提案を開発するとして、以下をプロジェクトの範囲としていました。

- ・適用する測定方法の選択
- ・取得法の適用
- ・簿価法の適用
- ・開示の要求事項の開発

DP に対して、IASB は 102 通のコメントレターを受領し様々な関係者からフィードバックを受けました。その結果、主に、「適用する測定方法の選択」と「簿価法の適用」という2つのトピックについて、関係者の見方が分かれました。IASB はこの2つのトピックについてのフィードバックはいずれも、プロジェクトを継続するかどうかを決定するうえで重要であったとしています。

(1) 適用する測定方法の選択

予備的見解	フィードバックの要約
BCUCC について単一の測定方法を定めることはしない。	<ul style="list-style-type: none"> ・大半の回答者は賛成した。一方で、一部の回答者は反対して、すべての取引に簿価法を適用すべきであると述べた。 ・ほぼすべての中国の回答者は、すべての取引に簿価法を適用すべきだと述べた。
限定的な例外を除き、自社の非支配株主に影響を与える BCUCC に取得法を適用すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として賛成した回答者も多くいたが、反対した回答者も多くいた。 ・ほぼすべての中国の回答者は、簿価法を適用すべきであると述べた。 ・提案された例外について、回答者の見方が分かれた。
非支配株主に影響を与えない BCUCC に簿価法を適用すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成した回答者も多くいたが、反対した回答者も多くいた。 ・反対した回答者の多くは、移転先企業が特定の状況において取得法を適用すべきであると述べた。

(2) 簿価法の適用

予備的見解	フィードバックの要約
移転先企業は、移転対象事業の帳簿価額で資産・	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の見方は分かれた。 ・賛成した回答者も多くいた。

<p>負債を測定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の回答者は、常に別の事業体の帳簿価額(最も一般的には支配当事者の帳簿価額)を用いるべきであると述べた。 ・一部の者は、移転対象事業の帳簿価額又は他のグループ企業の帳簿価額(例えば、支配当事者の帳簿価額)のいずれかを用いるべきであると述べた。
<p>移転先企業は企業結合前の情報を修正再表示すべきではない。 移転対象事業に関する企業結合前の情報は要求されない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成した回答者も多くいたが、以下の理由で反対した回答者も多くいた。 ・資本市場の規定は、状況によっては結合前の情報を修正再表示することを要求している。 ・修正再表示された情報は、投資家の趨勢分析に役立つ可能性がある。

4. プロジェクトの方向性の決定

関係者の見方が分かれたことを受けて、当初想定した通りにプロジェクトを進めるか、それとも、プロジェクトの方向性を変えるかについて検討が行われました。IASB は、具体的な要求事項の開発による BCUCC の報告の改善の可能性、その要求事項の開発に必要なリソース及び要求事項を適用する関係者へのコストを評価したうえで、プロジェクトの方向性として、次の3つの選択肢を議論しました。

<p>選択肢1:認識、測定及び開示の要求事項の開発 選択肢2:開示のみの要求事項の開発 選択肢3:プロジェクトの中止</p>
--

(1) 認識及び測定の要求事項の開発を引き続き探求するかどうかの決定

IASB は、次の6点から認識と測定の要求事項の開発を継続的に検討することはないと決定しました。

<ul style="list-style-type: none"> ①利用者が BCUCC に遭遇することは多くはない。 ②報告の多様性は利用者に大きな影響を与えない可能性がある。 ③利用者は BCUCC のプロジェクトを重要でないと考えている。 ④国や地域によって利用者の情報ニーズは異なる。 ⑤財務報告を改善する特定の認識と測定の要求事項について IASB も DP への回答者も合意に達しなかった。
--

⑥新しい要求事項の開発と適用に要するコストは、便益を上回る可能性がある。

①については、BCUCC がどの程度一般的であるかについて関係者の見方が分かれました。関係者の見方が分かれた背景としては、利用者は主に上場企業に焦点を当てるが上場企業はBCUCC の移転先企業となることが比較的少ない一方、国内基準設定主体は上場企業と非公開企業の両方を対象としているためBCUCC への対応があること、規制当局は資本市場取引(上場等)の準備においてBCUCC の論点が一般的にあると考えていることなどが、プロジェクトサマリーで説明されています。

②については、BCUCC の会計処理に多様性が生じていることは明白であるものの、IASB の調査では、次の理由から、それが重大な結果をもたらさない可能性があるとされています。

- ・国や地域における要求事項や実務慣行によって、実際には多様性が限定されている可能性があること。IASB が関連するキーワードをデータベースで検索することにより実施したデスクトップレビューで特定された 267 件のBCUCC の処理のうち、94%で簿価法が適用されていた。
- ・一部の利用者は、移転先企業がBCUCC を認識し、測定する方法の多様性は、利用者の意思決定に大きな影響を与えないと考えていること。
- ・関係者は、利用者にとって「誤解を招く」といえるBCUCC の報告例はほとんど見当たらないと指摘した。

③については、このプロジェクトは利用者にとって重要ではなく、認識と測定の要求事項を開発することは当初の予想よりも情報ニーズを満たすためのメリットが少ない可能性が高いことがフィードバックによって示されました。

④については、3. DP のフィードバック(1) 適用する測定方法の選択で説明したとおり、非支配株主に影響を与えるBCUCC についてどのような情報が必要かの見方が国や地域によって異なっていました。

⑤については、特に、3. DP のフィードバックで説明した「適用する測定方法の選択」と「簿価法の適用」という2つのトピックに関連して認識と測定の要求事項について合意に達しませんでした。これは、自社の非支配株主に影響を与えるBCUCC に取得法を適用すべきというDPの提案が、大半が簿価法が適用されている現状の測定方法を変えることになり関係者の見方が分かれて、多くの関係者に受け入れられるような要求事項を開発することが困難になったためです。

⑥については、特定の要求事項がない場合、財務諸表作成者や監査人が比較可能な処理を調査し、合意を形成するために負担するコストなどがあり、認識と測定の要求事項の開発は、これ

らのコストの削減につながるとされました。しかし、要求事項の開発には IASB と関係者双方にとって、基準開発工数やコメントレター提出工数等の追加の資源を必要とする一方で、利用者にとっては限られた便益しか生じないとされました。

(2) 開示のみの要求事項の開発を採求するかどうかの決定

選択肢1を採用しないことを決定した IASB は、次に選択肢2を検討しました。IASB は次の理由から、選択肢2についても採用しないことを決定しました。

- ・IFRS 会計基準における一般的な開示要求が BCUCC に適用される。
- ・開示のみの要求事項は、関係者のコストを削減することも、移転先企業が BCUCC をどのように認識及び測定するかについての多様性を削減することもできない。
- ・開示のみの要求事項を開発するために必要なリソースは、これらの要求事項による便益を上回る可能性が高い。

5. おわりに

2023 年 11 月、IASB は上述の選択肢1及び選択肢2は採用せず、選択肢3として共通支配下の企業結合プロジェクトを中止することを決定しました。BCUCC については IFRS 第3号など IFRS 会計基準において明示的な定めがないため会計処理や開示に多様性が生じているものの、あるべき会計処理等について関係者の見方が分かれましました。多くの関係者が納得できるような基準開発が難しく、ニーズ・便益等に関する利用者のフィードバックなどを踏まえてプロジェクトを中止したという IASB の決定は残念であるもののやむを得なかったと考えます。